

広島県告示第四百三十号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成三十一年法律第十七号）第七条第一項の規定によつて、令和三年三月三十一日に特定農業用ため池を次のとおり指定した。

令和三年四月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所 在 地	特 定 農 業 用 た め 池 の 名 称
広島県安芸郡熊野町	宮原池（別表一のとおり）
広島県安芸高田市	国本池外七八箇所（別表二のとおり）
広島県尾道市	榎之上池外五箇所（別表三のとおり）
広島県吳市	山中池外二百二二箇所（別表四のとおり）
広島県庄原市	馬場池外五箇所（別表五のとおり）
広島県竹原市	諫訪迫1号池（別表六のとおり）
広島県東広島市	向井上池外一一箇所（別表七のとおり）
広島県広島市	矢野池（別表八のとおり）
広島県福山市	黒坂新池外百九三箇所（別表九のとおり）
広島県三次市	蓮池外四箇所（別表一〇のとおり）
広島県山県郡北広島町	柴原外七〇箇所（別表一一のとおり）

別表一から別表十一までは、添付を省略し、広島県ホームページに掲載するとともに、広島県農林水産局農業基盤課に備え置いて縦覧に供する。